

産 業 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

〔平成23年10月25日開催〕

南 あ わ じ 市 議 会

産業建設常任委員会会議録

日 時 平成23年10月25日
午後 1時30分 開会
午後 3時59分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1.出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（5名）

委 員 長	廣 内 孝 次
副 委 員 長	原 口 育 大
委 員	印 部 久 信
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	長 船 吉 博
議 長	阿 部 計 一

欠席委員（1名）

委 員	森 上 祐 治
-----	---------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
産業振興部長	水 田 泰 善
農業振興部長	奥 野 満 也
農業振興部次長	神 田 拓 治
産業振興部次長	興 津 良 祐
産業振興部商工観光課長	阿 部 員 久
農業振興部農林振興課長	松 本 安 民

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 重点調査

- (1) サンライズ淡路、サイクリングターミナルの指定監理について…………… 3
- (2) 産地不適正表示について…………… 4 0

Ⅲ. 会議録

産業建設常任委員会

平成23年10月25日（火）

（開会 午後 1時30分）

（閉会 午後 3時59分）

○廣内孝次委員長 皆さん、こんにちは。

秋も深まってまいりまして、寒暖の差が激しい毎日が続いています。私も一昨日より風邪を引きまして、皆様方におかれましても体に注意して、頑張っていたきたいと思います。

それでは、本日は重点調査ということで、サンライズ淡路、サイクリングターミナルの指定管理についてと、それと産地不適正表示について、この2点について行いたいと思います。

それでは、ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。

まず、森上委員が病気のため欠席となっております。

それと、資料配付の申し出がありますけどもいかがいたしましょう。

（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 よろしいですか。それでは資料をお願いします。

それでは、執行部、副市長、ごあいさつをお願いします。

副市長。

○副市長（川野四朗） 議員の皆さんには、大変御苦勞さんでございます。

23日に行われました市の総合防災訓練には、御臨席をいただきましてまことにありがとうございます。きのうも、県のほうでは、津波の暫定想定高というものが発表されておるわけですが、私どもも、これは織り込み済みで今年度、6月の補正以降対応してきたわけですが、県のほうには暫定でなく早く、国のほうの防災会議の数値をもとに、きっちりとした数値を示してほしいということのかねがね申し上げておるわけなんです。一応県がそういうふうに出したわけですが、私どももそういうものについては、それなりに対応していきたいというふうには考えております。特にこの南あわじは、県下でも一番津波高が大きいということでもございますので、そういう点では、緊張感を持ってこれからも対応していきたいと思っております。きょうは、皆さん方にも非常に御心配をおかけをいたしております、サンライズ淡路、それからサイクリングターミナル指定管理ということでございますので、どうかよろしく願いを申し上げたいと思います。また、後ほどこのことにつきまして、今後の我々の考え方も示させていただこうと思っておりますので、どうかよろしく願いを申し上げたいと思います。

○廣内孝次委員長 それでは、重点調査ということで、（１）番のサンライズ淡路、サイクリングターミナルの指定管理についてということで、よろしくお願いします。

長船委員。

○長船吉博委員 前の全協から日にちもある程度たってますし、今、昨日までの状況そこらまたできたら、説明を執行部のほうからいただいたらどうかなと、いうふうに思うのですけどもいかがでしょうか。

○廣内孝次委員長 そういう話でよろしいでしょうか。

それでは、説明のほうよろしくお願いします。

商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 現在の状況についてでございますが、先般全協のほうで副市長より説明がありました。それは、１０月４日に指定管理者であります株式会社サンマックスプロジェクトが破産申告の手続に入っているというのを受けまして、１０月４日付で、サンマックスプロジェクトの指定管理者取り消しの申し出を受理して、それを受け取っております。それを受けまして、１０月５日に、サンライズ淡路の従業員のグループ、合同会社サンライズ淡路という会社をグループで設立しまして、その代表の方々から指定管理の申請書の提出がございました。それを受けて専決処分により新たに指定管理者として指定いたしました。指定の期間については、平成２３年１０月５日から平成２４年３月３１日までということで、サンライズ淡路につきましては、専決処分により指定管理をしたというふうないきさつでございます。

その後、１０月６日にサンライズ淡路の旧の従業員に対しまして株式会社サンマックスプロジェクトの破産手続と新指定管理者のもとでの就労について、市の顧問弁護士より説明を行っております。翌１０月７日につきましては、サンライズ淡路の取引先に対しまして、サンマックスプロジェクトの破産手続と新指定管理者のもとでの取引について、これも市の顧問弁護士より、業者を集めまして説明しております。

それから、サンライズ淡路でございますが、その後１０月５日より、旧の従業員の方を中心に運営しておりまして、現在に至っておるというふうなところでございます。

それから先ほど、サンライズ淡路のことを申しましたが、サイクリングターミナルにつきましては、施設を当分の間、休業するという形で、ただし利用者の方の便宜を図るため、体育施設、体育館とテニスコートのみ使用を行うということで、市のほうで、臨時職員を雇用しましてその貸し出し業務、また事務全般、施設の管理を行っております。その後現在も、その状況で続いておるところでございます。

○廣内孝次委員長 はい、わかりました。

 それでは、何か質疑ございませんか。

 砂田委員。

○砂田果洋委員 サンマックスが市に支払う負債総額とその後２回ほど入金あったと思うんですけど、入金と今現在の残金とわかったら教えてください。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） まず、平成２２年度の未収金でございますが、８月３１日に２７４万８,９８２円。９月２日に４００万円の入金がありまして、平成２２年度未収のうちの入金額が、８７４万８,９８２円となっております。したがって、平成２２年度の使用料が１,９３８万８,００６円でございます、現在残が１,０６３万９,０２４円となっております。それから平成２３年度につきましては、１０月４日に指定管理を解除したということで、それも４月１日から１０月４日までの分で、サンライズ、サイクリング合わせまして、１,０８８万６,２１９円の未収がございます。平成２２年度の未収残と今年度２３年の分を合わせまして２,１５２万５,２４３円となっております。

○廣内孝次委員長 よろしいですか。

 ほかに質疑ございませんか。

 印部委員。

○印部久信委員 そういったことなんですが、まず順序立てて聞いていきたいんですが、１０月４日ですか、これは議運であったか全協であったかは、ちょっと今記憶は定かではないんですが、そのときの説明によると、サンライズのほうへ行かれて預金通帳の残が３００万何がしかあって、それをおろして取引業者に支払えるところは、支払ったということなんですが、それで、当時のサンマックスが行っていた事業の取引業者に対しての支払いはすべて終わったんですか。それとも、その時点での債権は幾ら残っておったんですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今、１０月３日の日です。３日の日にちょうどそれが目的ではなかったんですが、ちょっとサンライズのほうで、排水機場が浸水しましたのでそれで行ってたときに、中野社長が来て、従業員を集めてという話が聞こえました。そのと

きに、一緒にいた小西君のほうとの話の中で実際お金が今３００万ちょっとあるという話とそのお金については中野社長が判を持っていて、経理としては使えないお金ですというだけは聞きました。そこへ、中野社長のほうから小西君あてに連絡が入ったのでその電話を借りて、中野社長にそういうお金は支払いに使えられんのかということで、お金をおろせないかということでお願いしたと。それで、判が中野社長が個人いうのかその判ですの、銀行の支払い請求書に判を押して小西さんに渡してくださいというだけはお願ひしました。金額とかそういうのは、うちのほうから一切してません。それと今支払いのほうについても、うちからどこへ支払いとかそういうのも一切言ってません。

以上です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこで、聞きたいのは、市はそのサンマックスという会社がこの１０月３日、４日時点の破産申請をする時点において、債権がどれぐらい残っておるのかということについては、市はその数字はわかっているんですか。全然わかってないんですか。全然わかってないんか、どっち。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） その時点では一切わかっていませんでした。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 とにかく市は、いわゆるサンマックスが取引業者に対する債権が何ぼあるかは、市は今のところ、今の時点でもわかってないということやね。それで、債権者はサンマックスが説明を、債権者らを集めてしたんですわね、これは、したんですよね。どっちがやっとなの。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） ちょっと説明をさせていただきます。流れ的には、普通は１０月４日付で向こうの、神戸の中央の法律事務所が取引先に対して、債権がどれだけありますかという文書を発送してます。それで市としては、普通は債権者のほうが、その取引先にお話をするわけなんですけども、続けて経営していく中で、やはり取引先には説明がいるだろうということをうちの顧問弁護士が、そのお取引先に対して説明をしても

らったわけで、本来債権者については、向こうの弁護士なりが説明するのが普通だと思っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それを、普通はそうですわね、今次長が言われてとおり。それをあえて市の顧問弁護士さんが、取引先業者を集めてやったということは、普通は通常考えられないことですな。取引先してるのはサンマックスと業者が取引してやってるのにもかかわらず、市の顧問弁護士さんが取引先業者を集めて、その説明を開くというのは、これはどういうことになるのかな、ちょっと考えたら、市としたら大きなお世話をしてるような感じになるんですが。そこは、どないになります。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） そういうことなんです。ただ、4日に取り消しをして、5日に指定管理を始めると、新たな営業が開始されるということです。4日と5日の違いをこちらのほうの弁護士が、取引先を集めて説明したと。で、引き続き取引をお願いしたいと。4日までのことについては、向こうも弁護士さんが入っておられるので、弁護士さんのほうから、何か問い合わせが文書であったようですから、それはそちらのほうに返事をしてください。その前の話は、そちらのほうでやってくださいと。その後、新たに10月5日から指定管理をして運営をしていくということについて、そこら辺のお間違いがないようにということで、こちらのほうの弁護士さんに説明をいただいたということでございますので、何も向こうの弁護士さんがやらないかんことをこちらがやったということではなくて、こちらが必要に迫られて、その間の事情を説明したということなんで、先ほどのようにおっしゃった、こちらのほうが何でせないかんのかと、そういうことじゃないんで、こちらのすべきことだけをやったということです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そのときに、取引先業者がすべて来ていたのかどうかは知りませんが、そのときに債権のある業者から、この債権の取り立てはどのようにしたらいいんかという話のことは、その時点ではもう全く出なかったということですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） サンマックスプロジェクトの債権については、向こうの弁護士事務所に問い合わせてくださいと、そういうことで対応していると思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこですね。この副市長、市がサンマックスにサンライズとサイクリングの業務を指定管理していると。あくまでも市がサンマックスに指定管理していると。それによって、市はその利用料を、本来まあ入ってないけども、もらっておるということになってきた場合、この10月3日以前の業者に対する債権について、市はこれはもう全く責任のないものなんですか。全く責任がないとは言えないものなんですか。これはどういうふうに考えてますか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 私も弁護士さんに、そのほどを聞いてみましたら、市のほうでは支払いの義務は一切ないということでございました。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこですね、サンライズを指定管理した時点、サイクリングを指定管理した時点において、サンライズはちょっと違うんですが、サイクリングの場合は市が直営でやってましたね。直営でやってたのを指定管理にした。その指定管理にした時点において、取引業者の方々に対して、何月何日よりサンマックスに業務を指定管理しました。よって、取引は今後、その指定管理されたサンマックスですよというような、たぐいのことを取引業者には、その時点で公告はされてたのですか、業者に。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 直営からサンマックスプロジェクトに指定管理をしたときに、取引先に合同で説明したかということでは、合同で集めて説明会をやっておりませんけれども、個々に連絡はいつてるとしています。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これね、実は私の知り合いの方がこういうことを言うんですね。我々

は、通知は出してなかったと思うんですが、個々に言うたから聞いてなかったと。市があくまでも直営でやっててそういうようなことになって、よく理解してなかったと。あくまでも市の施設をある会社に指定管理した場合でも、市が後ろにおるから安心して取引をしてたというようなことを言う人もおるんですよね、おるんです。全部が全部とは言いませんよ。そういう業者もおるわけですよ。聞いてなかったんかというたら、それはまあ話の中やから聞いてなかったと言ひよんねんけど、実際文書がいつてないんで、何とも言えないんですけど、そういう業者もおるわけで、仮にこれ、破産申請出して破産ができたとして、それで後、会社の資産整理したときに資産が幾らかでもあれば、それはそれに対して債権者に対して按分で何ぼかずつでも出すんだろうけれども、按分が出したところで、取引の金額丸っぽちゅうことなしに、何分の1か、何十分の1かしかならんと思うんですが、これはもうこのたびのサンマックスの件は会社、破産申請出して破産申請されたら、いわゆる法的な手続でやって、取引業者はいわゆる通常の按分で取引金額の何分の1か、何十分の1かこれはもう、機械的にもうそれであって市はもうこれはあずかり知らんということになるんですか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 逆に言うと我々も2,000万円の債権者でございますので、私どもも、やはりその債権回収にはやっぱり努力せなならんという点では、一般の債権者も同じなんで、そこまで我々が責任を持たなければならんということではないです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ市が指定管理する場合ですね、施設を。例えば、さんゆ〜館からゆーぷるからいろんなところを指定管理していますね。これ指定管理する場合は、市が直営でやって指定管理する場合は、市が直営でやってる場合は電気、水道、ガスは違うな電気、水道ちゅうものはみな市の名義で、直営の場合はやっていますわね。指定管理する場合は、その施設の電気、水道というものは名義はみな、すべて変えていますか。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） サイクリングターミナルについては、全く申しわけなかったんですけども、電気について市の名義のままでおりました。だから、サイクリングターミナルについてはサンマックスの名義に切りかえができてなかったということで、大変おわびを申し上げます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 サンライズは名義を切りかえてたんですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） サンライズ自体は、財団の福祉協会がなつてましてそれをサンマックスプロジェクトに切りかえております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、それが当たり前ですね。サイクリングの場合は、名義を切りかえていなかったということになりますと、水道料金、電気料金は市のほうへ請求来ますね。市のほうに請求来て、市がその分をまず払いますよね、払ったままですか、後からサンマックスからその分のお金を補充してもらってたんですか。どちらですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） サンマックスプロジェクトで支払いをお願いしていただきました。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなつてきますと、サンマックスの会社の決算なんです、電気、水道料金は、市のほうへ請求来て市が一応払うということは、関西電力なら関西電力の領収書が市に対する領収書ですね。後でその分をサンマックスから市のほうへ払ってもらつたら、今度は市のほうからの領収書がサンマックスへいくわけですね。そしたら電気代の領収書が市の領収書やということになってきたら、決算ちょっとおかしいかと思う。そこはどないなつてます。流れ。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 電気代の契約については、従来、旧三原町から南あわじ市の契約で電気の契約がなつております。ただし、支払いについては、サンマックスの

会社が支払っておりましたので、領収書もサンマックスの会社になっていると思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 しかしこの請求書は市あてに来るんでしょ、市の契約ですから。名義が市ですから、請求書は関西電力からの請求は名義人に来るん違うんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） それちょっと調べてみたんですけども、施設、サイクリングターミナルの施設のほうへ郵送されてきて、それをサンマックスの会社が受けて振り込んでおったというのが事実でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 課長、サイクリングのほうへ請求書が来るちゅうのはわかるけども、その請求書が来るのは、名義は市でしょ電気の。市であつたらサンライズに来ようが何であろうが、請求書については市あてに来るんでしょ。市という南あわじ市に請求が来るんでしょ。場所はともかく。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 南あわじ市サイクリングターミナルゆずるは荘という名前でまず請求が来ます。それを指定管理者であるサンマックスさんのほうが支払うという協定の内容になっております。市へは直接来て市は直接払ったというふうなことではないというふうに思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから、領収書は市の領収書、市あてに請求が来たら市に対しての領収書でしょ言いよんねん。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） はい、そのとおりでございます。一応市のほうの名義に

なっておる以上、切りかえてなかったというのは、私どものミスで、これはおわび申し上げますけども、また詳しいことについては、今後調べておきたいと。

○印部久信委員 とにかく私の言いたいのは、指定管理した場合、水道、電気そういうものもろもろすべて名義を切りかえせんことには、これもっと突っ込んで聞きますと、そしたら、これ未払いあるでしょ、未払い。これ電気、水道、ガスは未払いありませんでしたか。この１０月４日時点までの間に、電気、水道の未払いはありませんでしたか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ありました。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 その未払いはどこが払ったんですか。今これ未払いやったら電気、水道とめられるのでしょ普通。とめらんといっきよということは、未払いということだとめらんと電気ついとるということは、どこがお金払ったんですか言うねん。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 電気代につきましては、関西電力のほうから通知が来まして、１０月１８日でしたか、までに支払いない場合は、とめますというふうなことでございましたので、やむを得ず市のほうで払ったというのが事実です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 何カ月分ですか。

○商工観光課長（阿部員久） ８月、９月分です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということはね、課長。指定管理をしてあるということは施設の料金はすべて、指定管理を受けてるサンマックスが払わんといかんのだでしょ、そうでしょ。それを、支払いできなんだ分の電気代と言えども市が、やむなし払ったということは、それ

まで10月4日までの間の取引業者の未払いも、これ払って、これ同じ条件になってると思うんですよ。電気代だけは市が払いました。業者の取引のことについては、うちはあずかり知りませんというたら、一方は市がお金払った、一方はこれはもう破産申請で後は適当にやってくれる、こないなったらちょっと不公平ができてけえへんかな。違うんかな。そないいうとおかしな話になってくると思うで。こっちは払っても構わん、あっちは払いません。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） うちの考え方としては、今おっしゃっとる電気代については、うちが立てかえとるという感覚の中で、まだもう一遍連帯保証人としての中野さんに請求はしていきたいと考えております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、同僚議員から言われましたけれども、電気代は立かえとるということにやって、あとで中野さんのほうへ請求するというのなら、取引業者の未払いも一時立てかえしたって、中野さんに請求したらどないですか。それでないとこの部分だけはやって、この部分はあずかり知らんやいうこと、そら通らんぞ。

部分的なとこだけ払って、あとのことは部長知らんや言うのはこないなったら、市として取引業者との間に不公平が出てくると思うねんけどな。そういうことやったら。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 先ほど言いましたように、電気がとまれば、スポーツ施設も使えませんが、維持管理が、建物の維持管理が完全にできるということではございませんので、印部議員の言われるとおりのところもあるんですが、これはやむなくそういうことで、私どもが立てかえざるを得ないと。これはとめてしまつて永久に電気がいかんということでもよろしければ、そういうことで、やっぱり市民の皆さん方にも利用をしていただくという点ではそういうことです。そういう点も我々だけでは判断できませんので、一度弁護士とも相談をして、立てかえざるを得ないのかどうかというのは、一回相談してみます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなってきますと、納品業者であっても、その未払い金を払ってく

れなければ、あしたから米、みそ、酒を納品しませんよ、電気とめますよと同じ理屈になってると思うけど、何でその電気、水道だけを特別視するのが、おかしいな。それで、南あわじ市内の業者を泣かすというのはもってのほかやと思うけどね。

それはけど、そういう考え方でやられたら、関西電力のほうは払へんなんだら電気とめられたらどないもしようがないから、やむなく払った。地元の納品業者、米、みそは払わなくても説明しといて、今のところ納品してくれてるけど、これみなそんなような調子やって、納品ストップされたらそれこそ、事業が前にまわらへんねけど、その考え方はおかしいと思うな。やっぱり平等にいかんといかんと思うねんけどね。

○廣内孝次委員長 ちょっと済みません。はい、どうぞ。
砂田委員。

○砂田杲洋委員 市民を泣かせてもかまへんというような考え方そらいかんわ。弱者やで、市民は。何がしかの市民税も払いよんで。その人らに泣けいうて、泣かすか。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それで、やむなく立てかえたと言うんですが、金額はともかくとして、やむなく立てかえました。おってサンマックスに請求します言うて、請求ほんでとれなかったらどないなんの、とれなかったら。やむなく立てかえましたとれません、それで終わりか。そりゃおかしいぞ。これやっぱりすべての債権者には平等であるべきだと思う。まず根本的に指定管理するときに、市の施設から指定管理したとこに、この水道とか電気の名義を切りかえらんとそのまま市にしてあったということはもう、基本的には考えがおかしいのと違うか。ほなこういうときになったら、皆、市がかぶらんのやったら業者の人もかぶらんとあかんぞ、これは。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今おっしゃられるとおり、名義の切りかえができてなかったのが非常にこちらのミスで申しわけございません。以後、こういうことのないように気をつけます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 けどその部分的なやつをやむなく立てかえた、それで回収の見込みは

ありますか、このやむなく立てかえた金額、回収の見込みはあるんですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 電話連絡なり、また自宅のほうにも何回か足を運ばせてもらって、また弁護士さんと27日にも行く予定になっております。この間、きのうでしたかお父さんには会ってそういう連絡をとってくださいとかいう、お願いもしておりますがなかなか会えなくて、本人とはなかなか会えないというような事情です。弁護士さんとは27日の日に行くようにしております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、ほんまに電気は立てかえた、そやけどもほかの取引相手には泣かす。で、市には責任がない。うちは責任ないという。そやけども市の指導によって、10月の5日から従業員で、専決で会社つくらせて、それで営業する。取引相手さん、すみませんけど来てくれますか、やってくれますか言うて、取引相手さんなかなか、うん言えへんのちゃう。その点どう。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然、業者さんの中には現金で支払いとかいろいろな条件の中で、今協力していただいて、今営業しているのが今の現状です。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 大体な、この代表小西君かいう代表が、サンマックスの役員でもあったわけか、もと役員ちゃうの。一緒に来ただろ、この前の産業建設常任委員会に。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 役員や思たら、役員でなしに株主ではあるけど役員ではございません。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 株主だったらそれなりの指導力も、総会なり、できるわけやな法人やったら。それを見過ごして、それで自由奔放に経営者中野さんにやらせた責任は、わしはあると思う。そこへもってきて、次、市の指導のもとで会社つくらせて、この子らがほんまに、今までの状況の中でやっていけるかどうかという、わし問題今後出てくるんやの。2回目もし、つまづくようなことがあれば、ほんまこれ重大な市の責任になってくる。わしら、全協でも皆さん非常に、もっと慎重にことを運ぶべきやというふうなことの中で、執行部のほうは専決でそういうふうなことを指導した。そやけども、同じ従業員の中でまた経営しよるのに、同じ取引相手しよる。それでまあ言いや、収益が上がってきたら、自分らのものじゃと。それでサンマックスのときは、わしら知らんやいうような、これ人として、人道的に、ほんまにわし許されるものかどうかという、そこら人道的な問題が絡んでくるんちゃうかなと思うけど。そこらもう執行部としては、そなんん知らん、知らん、責任ないんやと、そういう感じですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 一つはそこの施設、できるだけ空白期間をあけたくないという話の中で、やっていただける、そこに今お願いしていると。ただ、こういう指定管理という制度の中で動いてますので、とりあえずはそういう形をとって、従業員の方にとこのお願いをしたのが現状です。できるだけ早く正式な指定管理のほうには移行たいとは考えております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 そやけどその指定管理が、ほんまにこうちゃんとなされるのか、市から職員を派遣して、監視するというふうなことを言っておるけども、その市の職員が商業簿記ができるのかどうか。帳面をうまくつけれるのかどうか。そして収支、それから税金面そういうふうなもろもろ全部ちゃんとやっていけるのか。そういう職員を派遣するんですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今うちのほうから職員は派遣して、そこら辺も確認をしております。それで、当然収益の状況なりを確認しながら進んどるところです。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 収益を確認するよりも、一番手っ取り早いのは、現金。現金を常にもっておさえることやと思うんやけども、そやけどほんまにこう一つ会社経営っていうのは、一つつまずくと、やっぱりなかなか立ち直るまでに、何年かかるや何十年かかるやほんま大変なことやと。特にこういうサービス業は、そういうところは非常に大事にし、また立ち直るときには大変な動力、時間が必要になってくる。それが本当になされるのか、僕はやっぱりほんまに、不祥事があったと正直にお客さん方に言って、ちゃんとしたその経営ノウハウのあるところに経営してもらうのがほんまにベストでなかったかなと。今、淡路の中では非常にたくさんのホテル経営をしているホテルニューアワジなんかね、あそこなんかもうすごい経営してる中で、それだけ厳しい中でも生き残って行って、あれだけ数多くのホテルを経営していくというのも、そういうやっぱりノウハウがあるところであれば十分けども、私からこの人たちを見れば、本当に素人の集団やというふうにはしか見えないんですけども。そこら部長はどういうふうにこの、今度の経営陣の人たちを見た中でどういうふうに受けとめておるのか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 確かにおっしゃるとおり、実際直接の責任というかそれは社長にあったと思うんですが、見逃したとかいう部分は辛うじてあるとは思いますが。ただ、今現在として、先ほど言いました職員が出、また収支の確認をしながら、少なくとも赤字を起こさないようなレベルで、そのやっていかないかんのかなと。ただほんまに新しいところに入るまで、できるだけ早く変えていきたいとは考えております。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 今部長、言われたけど、責任の少しあるかもということ言われたけど、当時からの産業建設常任委員会で長船議員、印部議員から再三指摘されとると、あの人は危ないぞと。ところがあんたは、大丈夫ですと、サンライズで実績がありますというて指定管理したわけよ。ほな今現実が、長船議員や印部議員が言いよったとおりになったわけよ。ほんでもう責任は中野社長あります、市のほうはほとんどありませんというようなこと言ってるけど、今の説明もおかしいんよ。電気代は建物管理するのに困るから払ったと。その支払った金額はかまへんけども、市のどこの会計から払ったのか。それと水道料金、それも未納があるはずやけど、それはどのような処理をしたか。ちょっと言うてください。電気代は市のどこの会計から払ったのか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 電気代につきましては、市の一般会計の商工費のほうから払っております。

水道は、まだ払っておりません。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 払ってないの。何で電気だけ払って、水道払らへんの。それおかしいで。もう要らんのか。とる気ないちゅうことやの。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 水道課のほうではその未納分については、弁護士のほうの債権のほうに請求するということを聞いております。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 水道は、今もう市と関係ないから、広域水道やさかいな。そんなんでいけんの。都合のええ話やの。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 電気代については関西電力とそういう話で債権をしてくれという再々を申し込んだんですけども、関西電力さんはなかなか聞いてくれなかったと。水道のほうは、その分については債権のほうで請求するということでございます。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 それならそらそんでええわ。ほんならさっきも言いよったサンライズ淡路の社員で、あそこで働いてあそこで売店をしてる人がおる。その人が、夫婦そろってうち来た。ほんで社員やけれども、2カ月余りか何ぼや3カ月、給料未払いやと、もろてないと。ほんで売り上げも、玉ねぎや何やの売り上げも一切もろてないと。ほんで商工観光課に相談したら、ほんなもん知るかいと、おまえら勝手にしてるのや、知るかいと云われたと。関西電力や水道はそうやって一生懸命何とかせんなんとするけども、一般市民、

弱い市民は、泣いても構わん、死んでも構わんということかな。はっきり言うて。弱い市民やったら構へんと。文句もよう言えへん。ほっとけか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 御本人さんからちょっとそこの話を聞きました。そのときに、社員という先ほどの話があったんですが、実際社員ではないと、立場上ね。それで売上金は確かに、最初はサンライズのほうに持ち込んで処理をしてたんですが、直接中野社長のほうに渡してたと、中野社長はその売上金の中からその人たちの給料と、それとその仕入れ代を払いよったのが、払ってないという話で確認しております。それで、うちのほうとしてもこれどないしてという話もなかなかできないし、もう一つ給料不払いの場合は、救済措置、国のほうの救済措置があるのですが、先ほど言いましたようにその人ら、夫婦なんです、職員として認められた書類が何もないので、その人らのその部分を救済できないという形になっています。ただ今現在は、下で販売続いてやっております。そういうふうに聞いております。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 そやけども、それは3月に出なさいよと言うてある。3月に終わりにせって言うてあるの。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部長（水田泰善） 3月までは持ちませんみたいな話ではしております。最長3月ということです。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 その人はいわく、主人だけはサンマックスの正社員ですということ、わし聞いとんのよ。間違いないか言うたら、間違いないと。嫁さんは違うけども。僕は正社員ですと。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 私もその方に、御夫婦とも何回かお会いしました。そ

の中で、名刺には社員という名刺を掲げてるのを見ました。しかし、いろいろ聞いてみま
すと、実態的には社員の扱いではなかったのかなと思ってます。契約的には、中野さん個
人と社長個人とお話をして、先ほど部長も言われましたように、品物の売り上げについて
は中野さんにお支払いやと。それでそこから、商品の支払い、また給料をもらってたとい
うことを聞いております。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 当初は、サンマックスの会社へ売り上げを納めてたらしい。途中で、
中野さんがもう夕方来て紙幣だけぱっと握って、ずっと帰ると、毎日。それやられとった
と。文句言うたら、おまえもう首やぞ、店閉めたらとか言われるんで、よう抗議せなん
だと。言いなりになってましたと。そやさかい品物納めたやつも、また今度、今度言われ
たら、泣き泣きおったと。それで、その損害、商品納めた分が160万円余り、それで給
料の未払いが50万円余りあるんで、それを何とか元取りたいんだけど、商工観光課の
人には、ああもうすぐ、あんたら終わりやでと言われてると。もう泣くに泣けないと。首
つらんなんちゅうかなつとと。けどもあんたらは、関西電力は助けるけども、市民の弱
い市民は、死んでも構へんという考えやな。そういうことやな、さっきから話聞きよつた
ら。市民はどうでもええと。弱いもんやからどないでもええと。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 私の聞いておるのは、売り上げについては、中野さん
が持っていったんじゃないし、サイクリングに毎日納めて行ってきましたよという話です。
それと、2点目、給料の未払いについては、お二人さんそろって15万で30万ですよと
いう話で聞いております。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 30万ちゅうのは二人で30万円、1カ月。それがたまって50万円
余りになつととということ。

いや、そんな、よろしいか。いや、そない優しい言うたったらええで。ちゃうらしいで
か。ほんなこの説明会にもこの人ら呼んでないだろ。あんたら。市のほう呼んでないな。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐）　　今回、リストもらってサンライズのほうからリストもらってそれをファックスで流しておるんで、そのリストの中にはございませんでした。

それとその後、奥さんにもお会いしましたし、だんなさんにもお会いしました。また、弁護士さんにもこういう日に弁護相談もありますし、相談してくださいよというふうに、余り突っぱねて拒否しているわけではございません。

○廣内孝次委員長　　砂田委員。

○砂田杲洋委員　　あんたらそう言うけども、こんだけ優しいに弁護士さんとか相談しなさい、こうこうしなさいよ言いよったら、うちまで相談にこんと思うわけよ。夫婦そろて。泣く泣く来とんねんも。つらいと、売り上げも何もみなやられとる、給料もやられとると、そやけど知らんと、勝手にせい言われとると。そういうこと言うて来たんやで。ほんなそんだけ優しいに対応してくれとったら、何でうちまで相談に来るんよ。夫婦そろて。おかしいと思うで。

○廣内孝次委員長　　産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐）　　またお話を聞いて、またお会いしてこようと思います。

○廣内孝次委員長　　砂田委員。

○砂田杲洋委員　　ほんでな、行政ちゅうもんは、弱いもんを助けたるんが行政よ。ちゃうけ。強いものの味方ちゃうだろ。関西電力やほんなとこだけ助けて、一般市民が泣こうと死のうと、知ったことないわっちゅうような態度はいかんと思う。それと、当初からさっきも、もう言うてもしゃあないことやけど、産業建設常任委員会なりいろいろなとこで、長船議員や印部議員が言いよった、これはいかんぞと、この人間はいかんぞ言うたら、いやいや大丈夫ですというたのがあんたらやねん。それを以後気をつけます、それですまんと思うで、普通やったら。民間会社やったらそんなことですまん。

○廣内孝次委員長　　長船委員。

○長船吉博委員　　10月4日にサンマックスが、破産手続をしたという情報でこういうばたばた劇が始まったわけですか。もっと早くからそういう情報はキャッチしとったんですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 先ほど、部長が言いましたように、10月3日前日、10月3日に中野社長が従業員を集めて、説明会があるということからスタートしております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これ、ひょっとすると計画倒産の疑いが、わしゃあるような気するんよ。早い話が、破産申請するには弁護士を雇わなあかんねん。弁護士費用いうたら多分、手付でも最低でも100万から300万以内の間ぐらい払わなんのかなと思う。ここらそんなどない思とんの。そんなん、知らん、知らんか。

いやいやそやけどな、こんだけお金が必要ないか破産しよう思うたらよ。先刻自分が身を安全のために。ほんなんひょっとすると、このお金をどこへもって行って使ことなのか知らんけど、ひょっとしたら横へよけて、自分の将来の今後の生活にする、商売の資本金にするやそういうこともあり得るかもわからん。かもわからんでの。そこらの、この中野氏の実質的なところを、よく調べ調査しとんのか、それとももう彼がやったまます、そのとおり傍観して、その対応方法を行政がやっとするの違うんか。僕はそういうふうにしてしやあないねんけども。余りにもこれ結構、破産させよう思うたらお金もそこそこまとまったもんは必要なんよ。そこらもう少し、3日の日なりや中野氏と話ができるんだったら、そこらもう少し調べたほうがよかったのかなと。それと中野氏にそれだけの、差し押さえる部分の財産、そこらがあるのかどうか、そういうふうなこともやっぱり調査していかないかん。そこらもっと真摯になって、今、この取引相手それから、あやふやなその従業員か従業員でないような人たちも実質、泣いてるのはほんまに泣いとんのか。えらい目しとんのか。もうこの中野氏のためにどれだけの多くの人が犠牲者になっとんのか。そこらも考えた中で、やっぱり産業振興部がこの指定管理の所管という位置におるねんから、やっぱりもっとしっかりな。これが大分問題化してきたときに、未払いがちょっと出てきたときに、何でそのときに早くから、対処できへんのか、これだけ傷口が深くなるまでほっといたのか。そういうふうなことをやっぱりこの指定管理について、まだそら初めて初歩的な経験がないからやということは、行政ではそんなん絶対言われへん、許されへんこととか。それを、電気代、水道代名義変更してませんでした、えらいすんませんでした。それでほんまに済むんのかどうか。これ指定管理これここだけ違うやんか。いろんな市がたくさん指定管理してるやないか。それを今後そういう問題がいっぱい発生する可能性はあるわけで、だからもう少しやっぱり、真摯に物事を受けとめて、スピーディな対応策をやっぱりして行ってほしかったなと、僕ら思うねんけども、これは今わしら、はたからこ

ない言いよんのは言いやすいわと思とるんかもわからんけども、これをもう産業建設常任委員会のみんなが、これ部長もよく御存じのように、ほんまに心配して言いよったはずなんや。そのときにやとったら、これだけ多くの被害者が出てこなかったのやないか。銀行口座なり先にぼんっと押さえたらやな。そなん全部支払いもできる可能性もあんねん。それを未払いのときに、もっと帳面を税理士も連れて行って、どういうふうな経営状態になっとるかいうて、どういうふうなお金の流れになっとるかいうて調べたら一遍にわかることやったんや。ほんま残念で、残念で仕方ない。そやけど、実際泣いてる人たちがたくさんおるいうことを、やっぱり行政がもっと真摯に受けとめるべきやと僕は思うで。それと、その泣いてる取引相手がまた同じ、まあいや従業員のつくった会社で、取引させてそんな前の会社やって破産宣告したって、知らん、知らんであったらわしゃこれ人道的にはとおらへんように思う。やっぱり、同じ人たちが経営するんだったら、やっぱりどっかで、今回、この指定管理料をゼロにするということなんだ。ちゃうの。何%。13に直したん。13にしたん。

ほやって当初ゼロ言いよったやんか、そんな指定管理料の中から、多少でも行政がその被害者たちに、支払いなりできへんのかなと、僕は思うねんけども、これは無理なん。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 先ほど、順番になるんですが、さっきの資産の関係、当然中野さんの資産調べました。土地については、みなお父さんの名前で、家があの人の名前になってるというものがあると。直接それがどこまでかという、それと今おっしゃるその指定管理料の、さっきのゼロがいうのは、今、3%で動いております。今提案されとるのはまた別の次の話です。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 まあまあおかしな話ですけど、さっき言いよったサンマックスの電気代、一般会計から払ってる言うたな。サンマックスは一企業やな、そやな。市と関係ない。別の民間会社やの。民間会社の負債を市が一般会計から払う、これは適法か、適正な処理かどうかですか。はっきりしてください。適正ですか、適法ですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 契約してる、本来契約、この名義が先ほどから出てますように市の名義になっていると。

サンライズでなしにサイクリングのほうの電気代です。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 サンライズ、電気代払ってないの。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） サンライズ電気代については契約が、財団の協会からサンマックスのほうに切りかわっております。それで、電気代については未納で債権者のほうに請求に行くことになってます。サンライズについては。

○砂田杲洋委員 ちょっと待ってよ。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 サイクリングは市が立てかえて払ったと。それでサンライズのほうはサンマックスに請求がいく。それでもしサンマックスが今の状態やから払われへんわな。ほなら電気とめられるということになるな。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 名義がサンマックスで倒産になって、新しい合同会社サンライズと契約ということで、電気料はそのまま、ただ、その前の部分は債権で請求になるという形になっております。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 サイクリングの場合は市の名義やから市が払って当然、当然なん。当然なん。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 市が払わなければ、電気を切られるという状態になります。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 得やの。まあまあびっくりするわ。あんたらの考えは、一般社会とは違うわ。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今の砂田委員の話の継続やけど。結局、サイクリングにおいては市のミスやのこれ。名義をサンマックスにせんといかんやつを市のミスをしたさかいに、サンマックスで本来払うのが市が払いよんねん。市がミステイクしたおかげで。そうだろ。ほんで、サンライズの場合は、よう払いませんでしたと、しかし今度は会社が変わって、合同会社かなって、今度はここになったから、そこが払うさかいいけたと。だったら、すべてこれ市がミステイクして、なおかつ上乘りしよんのやの。そんで今までだったらサンマックスは、市が、来た請求書サンマックスが払いよったけど、よう払わんようになったさかい市が払った。で、あとこれはサンマックスのほうに将来取り立てに行きます。どうぞ行ってください。入らなんだ場合はそれで終わりというようなこと、こんなずさんなことがあってええはずがない。一遍、委員長休憩せんか。

○廣内孝次委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時33分)

(再開 午後 2時45分)

○廣内孝次委員長 再開いたします。
阿部議長。

○阿部計一議長 1、2点ちょっとお伺いします。今回こういう事態になって、まず1点目は、合同会社サンライズ淡路ですけども、この指定管理申請書によりますと、市のほうへ何とか3月、来年の31日までやらせてほしいというような形で、申し入れがあったように聞いておるんですが、これ正直なところ市のほうが何とかやってくれとお願いしたのか、あちらのほうから、そういう申し入れがあったのか、その点お答え願いますか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） サンライズ淡路のほうをどないしても開けておきたいと、休みなしにできれば継続したいということで双方協議して、最長３月３１日までという話でございました。

○廣内孝次委員長 阿部議長。

○阿部計一議長 いや双方から協議されたんだけどね、市のほうが何とか宿泊客も予約が入っているし、やめるわけには、とめるわけにはいかんというようなことで積極的に、何とか３１日までやってほしいというふうに言われたのか、サンライズ、この合同会社のほうが何とかやらせてくれと言うんか、その辺をこれから質問することについて大切なことなんでね。その点をちょっとお聞きしてるんです。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 先ほど言いましたように、こちらのほうからも当然向こうのほうからも、職員自体が次の日から何も仕事がないという状況になりますので、両方ともそういう形の中でやりたい、やってほしいという形でいっております。

○廣内孝次委員長 阿部議長。

○阿部計一議長 そういうことに、市のほうも積極的にお願いしたと。あっちもやる気があるということですけども、そういう中で今、市のほうも３月３１日とは言いながら、いいところがあったら、もうなんせ早いこと告示ですか、公示ですか一カ月して、ええとこあったらもう指定管理したいといううわさが流れてますわね、もうどんどん。ということは、この今やっている人たちは、何ですか、新しい業者が決定したら、ひょっとしたらもう３月３１日にいく前にもうことし中に決着がついてやね、いい指定管理者が見つかったら、この人らはそういうことも、そのときはもう全部やめていくんやというような、例えばまた、イングランドの丘でも裁判で決着がついて、後からまた何かこう雇用面のことで問題になってますわね。ですから、これそういうふうやって、今度新しい管理者ができて、この人らが全部ほなこれもう即やめていくというようなことで、また新たな問題が出てくるん、労使ちゅうかそういう関係で、問題が出てくる可能性があるわけやね。そんなことは、今のこの合同会社サンライズ淡路、三人のこの甲谷さんですか、小西さん、谷田さんですか、みんなそういうことは承知で、もういつでも、そういう結果が出たらやめるんやというようなこともちゃんと条件の中で進めておられるわけですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今おっしゃるとおり、一たん当然その会社が、指定管理を新しくまたしますので、その時点では当然先の部分がなくなってしまうと。ただ、そのときに、新しい会社で紹介して、できるだけ今行っている人を再雇用してもらうことも一つの条件の中に、条件といいますか、お願いの中に入ります。今御手元のほうにいます概要の中、1 ページ、サンライズの場合は1 ページ側の一番した3) に、人員の雇用という形の中で、新しい会社にもこういう人がおるので、できればお願いしたいという形で動いております。それも紹介をするという条件で、最初説明もしております。

○廣内孝次委員長 阿部議長。

○阿部計一議長 ということは、今度、指定管理に応募される方は、どういう方法で選択されるんかわかりませんが、一つの、例えば私が例えばですよ、やるとした場合に、そういう市からの希望ちゅうか、要請ちゅうか、できたら今やっている人たちを優先的に雇用してほしいというようなことも、そういう条件の中へ入ってくるとそういうふうに解釈してよろしいですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） おっしゃるとおりです。

○廣内孝次委員長 阿部議長。

○阿部計一議長 それはそれで、そういう面もけどそれもきっちりと書類とか何か法的に問題のないようにしとかなんだら、またややこしい問題が出てくると思います。それと、2,152万5,243円ですか、そういう不良債権というか結局未収のお金が出てますね。これはもう中野さんからとるということは、恐らく100%近い確率で、不能やと思います。恐らく、抵当権にしたってもう3番、4番というような形になってるし、このお金についてはどうされるおつもりですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然先に、どない言うんですか弁護士のほうに、入って

ないということでまず願います。それとその残った分、これはもう、もう一遍何回も中野さんのほうに、持って行く以外今のところ答えようがないんです。払ってくださいという形で行くような形になります。

○廣内孝次委員長 阿部議長。

○阿部計一議長 そやけどこれをまた、その不納欠損とかそんなような形で処理、恐らくそんな形になると思います。そないなってくると、ほんまに一生懸命汗水たらして、厳しいとこ税金を納めるよる人もたくさんおられるわけよ、そんな中で、そういうことができるいうことは、これはほんまに極めて遺憾やなと私は思うんやな。それで厳しい言い方か知らんけども、わしほんまにこれ副市長にもお願いしときたいけど、やっぱりこの職員の意識改革いうか、やっぱり我々これ何しても何のペナルティーもないやいうそういう、そういう意識がね、こう全部とは言いませんけどね、やっぱりそういうことが我々民間とね、何かもうまるでこう常識はずれてるいうか、さっきも電気の問題にしても、そういう感覚があるんよね。それでもうちちょっと、責任を持ってやる。それから今度、指定管理をするにつけても、これはもう相当後足を踏んでやるということでなければ、これはなかなか議会のほうもやっぱり、この理解ができにくいと思う。それでやっぱりこれは副市長、もう職員のそういう意識の改革、今度だれが責任者でやるか知らんけども、そういう点について副市長一回一つ御答弁願いたいと思います。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） もう議員さんの言われるとおりで、言いわけの何物もできません。やっぱり我々も甘かったとこがあったというのが、もう重々反省をしながら、今後のことについては、こういう二度とこのようなことのないように、やっぱり努力していかないかん。これは、この産業振興部だけでなく、やっぱり市の全体にも、こういうことはもう知れ渡っておりますので、我々もまた部長会等では、責任の所在をはっきりすべきやということも踏まえて、指導していくこととございます。この債権については、十分にこれからもやっぱり、あきらめることなく回収には努めたいとは思っております。そういうことで、御理解をいただきたいと。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 さっきも言いよった電気代のことも、一般会計で負担しているということは、一般市民の税金から払われてるということ。それで合同会社サンライズ淡路、こ

れの代表は小西何がしですか、代表。3人おる。その3人おっても5人おっても構へんけども、小西何がしは、サンマックスのときの会計責任者やな。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） サンライズの支配人で、サンライズのほうの会計もあずかってたと。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 その小西何がしは、当時からの財務状況、経営状況何もかも把握してるはずやの、会計責任者やから。そういうことは、これ中野さんばかりが100%悪いということもなしに、この人も知ってたということや、内容を。把握してるわけよ。1から10まで。金は何円まで、把握してるはずなんや。こういう人に次の業務を委託して、これも産業建設常任委員会のときに、だれかから出よった。この人も片割れやぞと、片棒をかついで同じやぞと。この人に何で任すんやということ言うたけども、専決処分で業務委託してしもた。これもしまた何かあった場合、また申しわけございません、以後気をつけます、それで済むんかいな。この小西何がしが入ってる合同会社に、任せるということ事態が感覚が世間一般と違うわけよ。さっきから、議長も言よるとおり。これがもともとサンマックスのときの役員でか、いうたらよ、会計握ってた人でか。全部内容しつとる。それでこないなとんねん。それが入ってる合同会社にまた業務委託するというのはおかしいと思う。これは世間一般もう市民が聞いたら怒るで。何をしよるのや言うことで。これは普通当たり前のことですか。この業務委託は。世間一般的常識とおる、当たり前のことですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 小西さんとも話した中では、サンライズのほうよりサイクリングのほうでの赤字のほうが多くてこっちに補てんしてたと、いやまあそういう形の中で、サンライズでもうけた部分なり、いつとき材料をサンライズが買ってサイクリングで売り上げがあったというようなやつもあります。そういうのがしまいに続かんということで、サンライズのほうはそれを断って、それもなくなったというの聞いております。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 もう私これ最後にしますけども、産業建設常任委員会で複数の議員から、当時、中野さんに業務委託するのこれは問題やと、あかんと再三言われとる。再三発言があった。それを大丈夫ですと、実績ございます。大丈夫ですと言うて、執行部が業務委託した。これを責任感じてるのか感じてないのか、どうも態度みてたら責任のかけらも感じてるように思わん、わしらは。どうですか、はっきり言うてください。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然責任は感じております。中野さん自身にも腹を立てております。こういうやりかたがあるんかということ事態がほんまに、僕もびっくりしてる部分もあります。それと実際それを信じてしまったのは、結構、悪かったかなと。ただ、本来そこまで家族を捨てたり、家庭を捨ててまで出ていくということまでは、ちょっと考えておりませんでしたので、非常に申しわけございません。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 そら家族捨ててまで、そなん世間常識何ぼでもあるんよ。そらあんたら公務員で、堅いに生きよるからよそんなことは考えられへんだけど、世間一般、もうこの役場から出て、そなんざらよ。そやさかいさっきも議長も言うた意識改革を、公務員の意識改革をせないかんと思うわ。きょうもこの横の道路突き当たりの善光寺のとこ。南あわじ市の軽トラック、この前も1回言うたからもう言えへんねけど、一たん停止せんとシューンと行きよる。この前、室長から全部警告出してもうたらしいわ。ところがまた、きょうやっとなね朝よ。わしびっくりしてよ。ほんま捕まえたろか思たけどもう、あほらしいてこんなもん捕まえても、何ぼ言うても一緒や思て、どうせ公務員じゃ思て言わなんだ。何ぼ言うても反省せえへんのが公務員。中にはええ人もおるねんで。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、砂田議員からもあったんですが、これこの間から全協とか議運です、執行部は、市の責任も、市も管理が不行き届きであり、大いに責任を感じておりますと。今また、責任の所在もはっきりしたいと言いますと。その責任、責任言うて、この責任というのは具体的にどういうことで、この責任というのあらわす気ですか。責任、責任って言う。いやいや責任、責任所在を明らかにするいう、この責任は、具体的にこの責任というこの言葉の中には何が含まれてるんですか。言葉で言うて頭を下げるだけを責任いうのですか。実際、目に物見える責任ということを一遍言うてください。言葉だけでは

わからん。どういふことですか、この責任というの。言葉だけの責任ですか言うねん。この責任という言葉の中に何が含まれとるんですか言いよんねん。それを聞かせてください。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 私どもの責任というの、そう軽々しくは言っておりませんので、今後この問題がどのように決着していくか。決着したときには、私どもの考え方で、その責任の取り方については、検討していきたいと思ひます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 その決着が、いつの時点で、どういふときを決着というのか知りませんが、やっぱり私は、やっぱりこの公務員は、公務員なりの責任という目に物の見せ方があるわけですね。特にその案件の場合、公務員で責任取ったためしがないけど。やはり国の官僚であれ、県の関係であれ、何であれ公務員は公務員なりの、言葉で責任というものを具体的に見せる方法もあるわけですね。ですからやっぱり、このことについては、やっぱりいつかの時点で、目に物見えるような形の責任ということを、我々の目の前に示していただきたいと、こういうふうに思っておりますので。
以上です。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、今度新しい3人に任すというふうなことなんですけども、これ初めて、前、全協ちょっと僕、用事があって欠席しとったんですけど、初めて見たんですけども、3名おるんですけども、これ本当に今後、家借りるのでも、敷金みたいな取られんのやのこれ。これ何らかの形で、やっぱり保証金なり、それからもしくは連帯保証人。本人同士の連帯保証人違うで、他人の連帯保証人。そんなんも部長、必要なんちゃうの。

○廣内孝次委員長 長船委員、そういうこの説明を先に聞いてその中でまた質問していただくということでよろしいですか。

○長船吉博委員 はい。

○廣内孝次委員長 それでは、配付資料の説明を先に、お願いします。サンライズとサ

イクリング。

砂田委員。

○砂田杲洋委員 これ聞きたいけど、この参考資料やけど、これは執行部だけで考えたものか、それとも顧問弁護士に1回目を通してもらって確認してもらってるんか、それちょっと聞いときたいねん。執行部だけで考えたものか、顧問弁護士に目を通してもらって確認してもらってるものか、どっちですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 弁護士には相談しておりません。市のほうで、執行部のほうで。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 そらあかんわ。バイオマスの事業も、それ契約一緒。弁護士、当時の担当部長にあんたら何ぼ優秀でも言葉一つでちゃうねんから、弁護士と相談しときなさい言うたら当時の担当部長、はい、そうします言うて、僕ら賢いから言うてしなかった。ほんで失敗して、副市長がいわく、裁判しよか思う。弁護士に契約書見てもらったら、一切100%勝ち目ありません言われた。それと一緒に。そやからな、何ぼ職員が賢うても東京大学だろうが、どこだ出とろうが、あかんのよ。弁護士でなかったらあかんのよ。言葉一つでころっとかわんねんから。素人が何ぼ考えてもあかんの。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この資料につきましては、公募するときの概要資料ということで、実際契約するときには、きちっと弁護士に相談して契約したいというように考えております。

○廣内孝次委員長 概要説明をしていただくということで、よろしくお願いします。
産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） それでは、サイクリングとサンライズ淡路の指定管理の募集についての概要を説明させていただきます。主に前回と変更なった分を説明させていただきます。

実は、今の現状の中で、やはり募集の条件の中でも、先ほどからいろいろ指定条件で甘いという、またどういう担保があるのかということがございまして、今回変更させていただいております。その中で募集条件については、今まででしたら県内の施設の管理運営業務をおおむね3年以上の実績という団体を、淡路島内に事務所または営業所を有し、宿泊を伴う施設の管理運営業務をおおむね3年以上の経験を有する管理責任者を配置することができる団体に変更をさせていただきました。

また、雇用につきましても、サイクリングについては、サイクリングターミナルに勤務していた職員のうち、雇用の継続を希望する職員については、最大限の配慮をします。サンライズにつきましても、サンライズ淡路に勤務する従業員のうち、雇用の継続を希望する職員については、最大限の配慮をすることになっております。

また、連帯保証人につきましても、連帯保証人として、淡路島内に在住する連帯保証人を求めています。また、申請時に連帯保証人の概要書を提出してもらい、またその相手方が不適当と認めるときは、指定管理者に連帯保証人の変更を求めています。

また、契約保証につきましても、契約保証金を指定管理の契約時に納入をしてもらうと。金額については、指定管理者が提示した施設の使用料の4分の1を求めています。

それと団体の経営状況の把握につきましても、団体の申請時に会社の場合は、平成22年度の確定申告書、グループの場合は代表者の確定申告書及び平成23年1月1日現在の固定資産税の課税の提出を求めています。

また使用料の支払いにつきましても、年4回にさせていただいております。7月、10月、1月、3月とさせていただいております。

またこれの募集につきましても、今現在、きょう平成23年10月25日から募集を市のホームページまた、さんさんネットで募集を開始しました。また募集をしたということをもた新聞社にも連絡して周知をしていきたいと思っております。

また公募の施設の説明会につきましても、サイクリングターミナルについては、10月28日。サンライズ淡路については、10月31日になっております。

それと委員長、もう1点ですけども、この指定管理につきましても、先ほどから出ております、小西さんらの合同サンライズにつきましても、サンライズの指定管理ですけども、指定管理の取り消し申出書が11月末までで、指定管理を取り消したいという申出書がきております。

以上です。

委員長、ちょっと説明が不足ですけども、その取り消しの理由につきましても、先ほどから皆さん方の御質問のとおり、経営についてまた、新聞等で被害が出ておまして、結構キャンセルもありまして、今後の経営についてちょっと不安をしておると。また従業員の雇用についても、先ほど合同会社3名の連記やったんですけども、板場さんがやめたと従業員員の移動もかなりあるようで、今後の経営がちょっと不安やということで11月末

で指定管理の取り消しの申し出がございました。

以上です。

○廣内孝次委員長 阿部議長。

○阿部計一議長 いやこれ島内に営業所を持つものところなっとなねんけども、これはサンライズについては、もうやりたい人がこれ南あわじでもかなりおると思うねん。これほんまに景気が悪いときに、やはりこの島内というか南あわじ市の業者を優先するとかいうようなこともね、これ営業所あったら一緒やいうけども、土建やもそういう形とってるけども、これはやっぱりこれはもうサンライズいうたらほんまこれおいしい仕事違いますか、はっきり言って、そういう人が多いですよ。ですからやっぱりその辺は。それと保証金や言ってるけど何分の1や言わんとね、これは議会も今度はこれ大きな責任あると思うねん。今度もし失敗したら。そやから、3,000万なり2,000万なりという保証金を積ませてそれが市がちゃんと供託しとくと、そのぐらいのことをやらなんだら、それはなかなか私が思いますのは、その議会の理解は得られないと思いますよ。これ今回は執行部だけの問題違いますよ。これもし、もしってこれほんまに起きる可能性がかなりあるんやからな、やっぱりそのぐらいの後足踏んでかかっとなんだら、それだったらよ、まさかいつでも、それで大体始末をつけれると思う。やっぱりその辺をやっぱり、的確にやってほしいなと。それと地元業者優先というような形。それと、そういう保証金も厳しくやると。それで結構応募者あると、私はそない思いますけども。その点どうですか。即答はできへんと思うけどね。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今回、サイクリングとサンライズ2カ所の募集をするんですが、やっぱり同じような募集の仕方という形の中で、島内と。前は県内というような形で、少しエリアは狭くしておると。ただできるだけ、今おっしゃってるように市内の方に来ていただければとは考えております。

○廣内孝次委員長 ほかに質疑、ございませんか。
長船委員。

○長船吉博委員 この収支計画書、それを提出、事業計画書とだけ。毎年毎年決算していく会社やったら、決算していくよってやな。その会社の決算報告書の提出を求めないんですか。

○廣内孝次委員長 これ長船委員の質問の決算報告書に関しては、どういう答弁。
産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 今募集の要領の中には、平成２２年度確定申告書とい
うことになっておるんですけども、決算書の提出もつけ加えて求めるようにいたします。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 毎年毎年やで。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然契約してから以降は毎年毎年当然もらいます。それ
と、先ほど出ましたけど、４回に分けていただくときにも、そのときの経理状況なりももら
います。

○廣内孝次委員長 ちょっと配付資料で、裏表印刷の勘定が裏面ちょっと写ってなかつ
たのでちょっと差しかえをして。

ほかに質疑、ございませんか。

答弁、この決算報告書毎年出す、出さんの。

産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 基本協定のほうで、締結する中で決まった会社からはそ
れをいただきます。それで、今おっしゃった、さっき募集するときということで思っ
たので、それもさっき次長が答えたように要求します。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 副市長、これサンライズ、サイクリングこういう状況になった、当然
これ毎年毎年の決算報告がなされてなかった。それでこれ、なされてなかったんか。決算
報告見よったらわかんのか。理解してなかったん。そうかそれは、弱ったの。そんなん商
業簿記のできらん人をもっていとるのとかわからへんのか。それはやっぱりもうちょっと、
チェック体制みなやな、もちはもち屋いうのが必要やよって、やっぱりそこらできる人な
りをやっぱり配置するべきやじゃないかなと思うんやけども、今後の課題じゃの。

○廣内孝次委員長 答弁は、よろしいか。
ほかに。原口副委員長。

○原口育大副委員長 サンライズの指定管理者の年度協定書の中に指定管理料で750万円支払うとなってるんですけども。これは10月に支払うものとするということなんで、もう払ったということですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） それは、現在の合同会社サンライズ淡路との契約でございしますが、750万は下半期が残っておる分で、10月から3月末まで最大までいったときの額でございます。支払い方法については、2カ月前とするということで、一番最初の2カ月、250万円は支払っております。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 この対価というのは本事業の対価となってるんですけど、私は第2グラウンドの芝生の維持管理かと思ってたんですけども、それに特定されたものではないんですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然、施設の管理今おっしゃってるように芝生の管理であるとか、ふれあい公園の管理費に使う250万円、それが下半期分750万のうちの2カ月分ということで、お支払いしております。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 今の現実的に芝生を見ると、かなり真ん中の当たりが枯れたりいろいろしてます。今管理してるようには見えなかったんですけども、その年間1,500万円を、今まで払ってきた中で、このグラウンドがちゃんと管理されてたかどうかというチェックはできてなかったような気がするんですけども、そんなことはないんですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 結果的にはできてなかったと。ただ芝生の高さやっぱり水がたまるとかいろんな理由で、根腐れとかの可能性あります。非常に管理しにくいだろうとは思いますが、やっぱり枯れてるということ事態は、やっぱりいかんかなと考えております。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 確かに岩盤の上につくったような場所やと思うんで、乾燥には芝生弱いんで、そういう意味でなかなか難しかったのかなとは思いますが、実際にそう、ああいうふうにかう真ん中がかなりの部分枯れてしまってるような状況で、貸し出しというのは通常どおり、平常どおりできてるんですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 第2グラウンド利用については、サッカー、ラグビーそういうふうに使っていると聞いております。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 その利用実績とかいうようなものは、いただいてるわけですか。使用料は入ってきてると思うんで、それで立て分けできるんですか。第2グラウンドの使用料幾らとかいうの。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） それだけ単体取り出したものがなかったと思うので、もう一度調べてみます。済みません。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 サッカー協会か何かから、サッカー目的普及振興みたいな目的で、あそこをつくったと思うんですが、実際には、子供のサッカーも1面とれるかどうかの広さで、かつその今言ったように管理がしにくい状況の土壌改良とかしてない状況でつくってますので、当初から管理は難しいなとは思ってました。それが実際にこういう形に

なってて、それでかつ、年間1,500万円払ったものが、ほかに運営に流用されとると
いう恐れはないわけですか。私はどうも本体の運用にも流用されてしまってるんでないか
というふうな気がするんですけど、そういう恐れはないんですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 確認はしてないんですが、報告書にはそこまでのものは
ないと思います。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今多分に恐れという話もありましたが、今後は、この今
度の指定管理には、その分は別の契約という形で思っております。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 芝生の管理ということは、仕様書を出して管理してると思うん
ですけど、例えば、かん水をどの程度せないかんとか、その義務みたいなのを課してると思
うんですけど、そういう芝生の管理についての仕様書いうのはあると思うんですけども、
ありますか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 芝生の管理についての仕様書は、こういうふうな管理を
してくださいというのにはありますが、ただあの枯れてる部分は特にその水はけが悪くて、
根ぐされもしていると思います。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 私はどうも、1回支配人と話聞いたら、何か何となくあるように
は聞いたんですけども、それが実行できてなかったんじゃないかなという疑念を持ってま
す。もう1点は、今度これを別に切り離して管理を任せるとのことですけども、今枯れ
てる部分をちゃんとしてから渡すのかによっても全然違ってくると思うし、枯れたまんま
ずっといくのであれば、どういうふうに表現してそれをいくのかと。あるいは今の状況だ
と、土壌改良してないので、ごっつい同じことが起こると思います。やっぱりそこら辺を

きっちりと示して、仕様書の中で示してあげないと、次受けるところが、なかなか受けづらいいつか、難しいと思う。やっぱしきっちと、現状というか、最初の状態に復元して、どういう管理をすれば適正に管理できるかということも、しっかりとした、仕様書をつくって渡さないと、また、同じようなことを繰り返すというふうに思うんで、そこら辺きっちりとやってほしいと思うんですけども、大丈夫ですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 3月末まで今度、今の指定管理が済めば、直営で市が考えていきたいと思います。その中でどういうふうな補修まで含めてしていきたいと思います。今度新しくうちが要望するまでの間です。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 最後に確認しますが、もとのような全面が芝生であったわけですが、そういう状態に戻してから次の指定管理に渡すというふうに考えていいわけですか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 本当にせっかく補助金をいただいてきて、南あわじ市には本格的なサッカー場がないということで、あそこにつくれば非常に利用も促進されるだろう、サンライズもプラスになるだろうということで、私も3年もかけてそういう補助金をいただきながらやった事業です。ですから本当に、我々もその管理についてはこれぐらいの経費がいるだろうということで、芝生には年間500万はいるということで、それもプラスして、公園管理ということを、1,500万円のものを入れておったにもかかわらず、皆さん方の御指摘のあるようなことも、やっぱり考えられるわけですし、本当に、本当にもう我々としてはもう腹立たしい思いです。上の者が下のほうに食われておったというようなこれはもうことがあれば、もう我々も泣くには泣けんと思ってます。そういうながらも今後やっぱりできるだけ現状を回復して、いいグラウンドにはしていきたいと思っております。先ほど言いましたように、何とか3月まではもう市の直営で、維持管理をしていくということにしておりますので、その中で何とか回復ができないかなというふうな思いをいたしております。4月以降については、どこか専門業者にその芝生も含めて、公園管理を今のサンライズの指定管理者以外のところに、指定していくということを考えておりますので、今までみたいな、上も下も同じやというようなことのないようにはしております

ので、御理解をいただきたいと思います。

○廣内孝次委員長 ほかに、質疑ございませんか。

それでは、この件、指定管理については一応これで終了したいと思いますけども、よろしいですか。

それでは、質疑の中で印部委員の発言のうち、不適當と思われる部分については後刻、記録を調整の上、委員長においてしかるべき措置することにします。あとでちょっと説明します。

それでは、執行部の入れかえをしたいと思います。ここで暫時休憩したいと思います。再開は、３時４０分からといたします。

(休憩 午後 ３時３０分)

(再開 午後 ３時４０分)

○廣内孝次委員長 再開いたします。

まず執行部より、資料配付の申請がありますので、いかがいたしましょう。

それでは、配付いたします。

それではただいまより、産地不適正表示についてということで、調査をいたしたいと思います。どういたしましょう、まずきょうの、説明会ですか県の、そののちょっと報告を先にちょっと簡単にお願ひできますか。

農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 議員、皆さん御存じのとおり、１０月１７日に先ほど委員長からもありました、玉ねぎの不適正表示に関して県民局のほうから、南あわじ市の業者に指示が出ております。そのことで、本日は玉ねぎの品質表示にかかる研修会ということで、市内の青果業者並びに個人で玉ねぎを販売している業者を対象に、約６０団体ぐらいの方が参加をいたしまして、県のほうの農政環境部の農政企画局、消費流通課の伊木主任を向かえてＪＡＳ法に基づく品質表示基準の、考え方また食品トレーサビリティの考え方について、研修をしてきました。御存じのとおりＪＡＳ法につきましては、ＪＡＳ規格と品質表示基準というのがございまして、この二つを合わせてＪＡＳ法という縛りで農林物質、要するに農林の生産物の規格化及び品質表示の適正化に関する法律というような形で守っていただくことが、細かく決められております。

以上でございます。

○廣内孝次委員長 それでは、質疑ございますか。
原口副委員長。

○原口育大副委員長 今回不適切表示ということで、指導がされたわけですけども、この業者というのは商協には入ってるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 商協には入っておりません。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 もう1点、地域商標登録とかあれで、淡路島たまねぎというのがありますけども、これは玉ねぎ協会のほうで認定とか出してると思うんですけど、そちらのほうは使用してるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 使用はしておりません。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 そしたら、市として、例えば商協に入ってるところは商協がいろいろ指導されと思うし、玉ねぎ協会は玉ねぎ協会として、そのブランドを使用するとなったら、きちっとしたペナルティーなりを決めて、徹底されてると思うんですけど。両方入ってないような業者に対しては、市としてはどういうふうなことができるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 先ほども説明させていただいたんですが、研修会等を開いたときに、販売業者の方、それから個人販売の方、団体に入っている、入っていないも関係なく御案内をさせていただいて、研修をしているような状況でございます。今後につきましても、そういう協会、団体等に入っていない方についても、県並びに玉ねぎ協会と連絡を密にしてできるだけ、御案内はさせていただきたいと思っております。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 こういうことが起こると一番心配されるのは、その産地全体に対する信頼感、消費者からの、産地ブランドに対する信頼感が崩れることやというふうに今思うんです。だからやはり商協さんは、商協さん、玉ねぎ協会は玉ねぎ協会、市は市でそういう、なかなか末端まで、どこにも所属してないような人に指導するのは難しいと思いますけどもやっぱりきちっと、できる限りのチェックをしながら指導するとか、啓発するとかいうことが必要やというふうに特に思ってます。だから、そういう商協さんなり、玉ねぎ協会と一緒に頑張って取り組もうとしていることに対して、いろいろ支援策等も講じるべきやと思うんですけども、その辺今後、今ちょっと若干概念的なこと言われましたけど、何かしっかりとやるという、何かこう方法とかいうのは、まだ今のところ考えてないですか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 議員御指摘のとおり、団体一丸となって、地域団体商標登録を取ったところで、その取った意味というのは御存じのとおり、こういう不適正な表示をできるだけなくすというか、壊滅するというか。それから、淡路島たまねぎのブランド力をもたして、少しでもそういう、淡路島たまねぎの地位を確立するようなところでございます。当然、関係機関と今後は協力をして、そういう J A S 法等の適切に守っていただきたいというのを P R するのが当然でございます。ただ、チェック機能といいますか、調査機能につきましては、御存じのとおり J A S 法の調査権につきましては、兵庫県内は兵庫県。それから、県外につきましては、農政局管轄となっておりますので、市としましては、できるだけ情報を県のほうに流していくように今後とも努めていくしかないかなとは思っております。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 こんなことが起こって逆に、その商協さんなりそういう商標がついてるものは、逆にきちっとやってますということをアピールすれば、その信頼度を逆に高めることになるというふうにも思うんで、そっちのほうの P R が消費者に対して行き届くように、残念なことが起こったけどもそれを逆に利用してというか、踏み台にして、そのためにこういう認証制度があると、それを守ってる者はもう商協なり、それを使用してる者は、本当にしっかりと取り組んでいるんだということが、消費者に届くように逆アピールするという機会だというふうに思うんでそういうことを期待したいというふうに思い

ます。

○廣内孝次委員長 ほかに、質疑。
印部委員。

○印部久信委員 3年ほど前に産地偽装があって、淡路島たまねぎのブランドの評価が
いわゆる風評被害があって、今やっと回復してきたのに、またこうだということで、玉ね
ぎの関係者が嘆いているんですね。この商標の淡路島たまねぎというのが正式な商標かな。
淡路島たまねぎ、ブランド名は。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 地域団体商標登録につきましては、淡路島が漢字で、た
まねぎが平仮名でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 この商標は、どの団体が特許庁に出しとんの。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 地域団体商標登録につきましては、全農さんが提出団体
でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 全農兵庫が商標を申請して出してるということになりますと、今回の
この不適正表示というものは、被害を受けるというのは全農兵庫であると思うんですね。
これ全農兵庫からこの当該企業に対して何かクレームつけておるんですか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 地域団体商標登録の申請、若干訂正させていただきます
と、全国農業協同組合連合会と淡路玉葱商業協同組合の共同により出願ということでござ
います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 いわゆる玉ねぎの商協というところですね。ということはこの商協の団体から、この当該業者に対して何かこのブランド名を傷つけられたということについて、何らかの処置を求めているというか、警察言い、告訴、告発してるとかそういうたぐいのことはないんですか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 地域団体商標登録の淡路島たまねぎの、名前を使ったということでは今回なくて、新聞の報道でございましたとおり、産地の名前について不適正な表示があったということでございますので、今のところ、地域団体商標登録の関係で、淡路玉葱商業協同組合のほうからの相談は受けておりません。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということはこれいわゆる J A S 法ですね。J A S 法に基づいてやるということになると、県とかそういう当局から業者に対しての指導。警察への告発はなしに、業者に対しての県からの青果業者に対する指導というのは、これはあったんですか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） ちょっと資料を調べさせていただきますので、若干休憩よろしいですか。

○廣内孝次委員長 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3 時 5 2 分）

（再開 午後 3 時 5 8 分）

○廣内孝次委員長 再開いたします。
ほかに、質疑ございませんか。

それでは、意見がございませんので、一応、産業建設常任委員会を閉会したいと思います。

本日はどうも、御苦勞さんでした。

(閉会 午後 3時59分)

委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

平成 23 年 10 月 25 日

南あわじ市議会産業建設常任委員会

委員長 廣 内 孝 次